

神奈川県地域福祉支援計画進行管理委員会設置要領

1 設置

神奈川県地域福祉支援計画の進行管理のため、神奈川県地域福祉支援計画進行管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。

2 所掌事務

- (1) 神奈川県地域福祉支援計画の進行管理に関すること。
- (2) その他、神奈川県地域福祉支援計画に関すること。

3 組織及び構成員

- (1) 委員会の構成員は、学識経験者、NPO等関係者、県民、市町村職員等により10名以内で構成し、座長は互選により選出します。
- (2) 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させることができるものとします。

4 任期

- (1) 委員の任期は平成29年3月末日までとします。また、次期以降の任期は2年間とし、再任を妨げないものとします。
- (2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 会議の招集

委員会は、座長が招集します。

6 事務局

委員会の庶務は、地域福祉課が担います。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成20年7月25日から施行します。

附 則

1 この要領は、平成22年10月19日から施行します。

2 この要領の施行後、最初の委員の任期は、平成24年9月30日までとします。

附 則

この要領は、平成25年11月26日から施行します。

附 則

この要領は、平成26年8月25日から施行します。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行します。